



ワンストップ和活用相談

ON THE

富士見市では、空家に関する相続、売却・賃貸、 リフォーム、解体、土地活用などの様々な内容に 関する相談窓口を一本化するワンストップ利活用 相談事業を始めました。



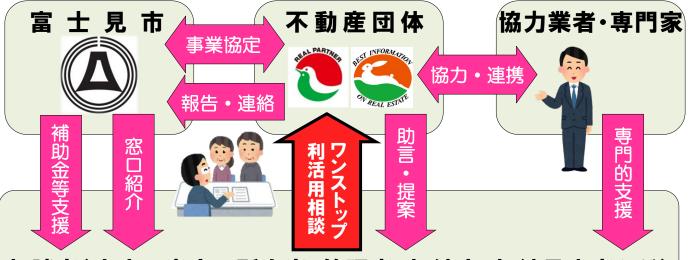
相続した土地・建物を 今後どうやって管理し よう…。 売るべき?それとも貸 すべき?どこに相談し たらいいかわからない。

空家だけど、実家だか ら残しておきたい。

親が高齢で施設に入る こととなったため、家 が空家になってしまう。



空家を売却したいけど、 どれくらいの価格で売 れるのだろう?解体し た方がいいのかな?



相談者(市内の空家の所有者・管理者・相続人・相続予定者など)

(公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部 [

TEL:049-265-6390

(公社)全日本不動產協会埼玉県本部県央東支部

TTEL:048:839:2222

日 時:平日午前9時~午後4時

費 用:原則無料(相談者の依頼に基づく専門相談等は有料)

その他:基本的に電話で要件をお伺いした後、担当相談員が面会して

相談をお受けします。 発行:富士見市建築指導課 TEL049-251-2711内線418